賃金単価及び報酬単価の報告方法(工事請負契約)

公契約の履行に関わる労働者の賃金単価等(一人親方の場合は報酬単価等)について、下記の 手順に従ってパソコンやスマートフォンにより報告してください。

<報告手順>

① インターネットから 愛知県 賃金単価 報告 で検索し、「賃金単価及び報酬単価の報告 - 愛知県」をクリックしてください。

賃金単価及び報酬単価の報告 - 愛知県

https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kaikeikanri/... •

ウェブ 2020年4月1日·**愛知県**電子申請・届出システムの報告画面. 賃金単価及び報酬単価の報告は、下記リンクをクリックしてください。. 賃金単価の報告画面(一人親方以外の事...

② 一人親方以外の事業者は 賃金単価の報告画面を、一人親方の事業者は 報酬単価の報告画面を開いてください。

愛知県電子申請・届出システムの報告画面

賃金単価及び報酬単価の報告は、下記リンクをクリックしてください。

賃金単価の報告画面(一人親方以外の事業者)

【工事請負契約はこちら】

【業務委託契約はこちら】

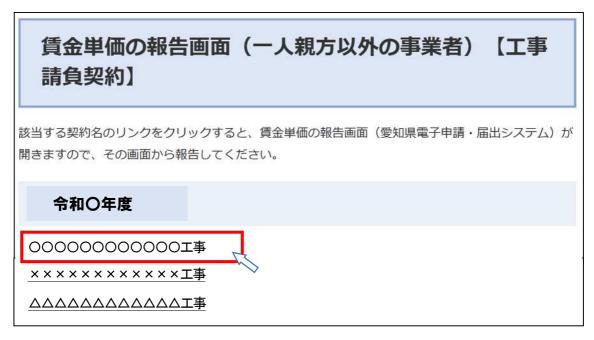
報酬単価の報告画面(一人親方の事業者)

【工事請負契約はこちら】

【業務委託契約はこちら】

(以下、賃金単価の報告を例に示します。)

③ 県と元請事業者との工事請負契約名が表示されますので、該当する契約名をクリックしてください。



④ 「愛知県 電子申請・届出システム」の画面が開きます。



⑤ 画面を下にスクロールして、「事業者名」、「所属(担当)名」、「担当者氏名」、「連絡先電話番 号 | を入力してください。

事業者名必須	
株式会社 愛知	
所属(担当)名	
総務部契約担当課	
担当者氏名 必須	
愛知 太郎	
連絡先電話番号必須	
連絡先電話番号を半角数字で入	力してください。「-」(ハイフン)は使用しないでください。
0521234567	例)× 052-123-4567 → ○ 0521234567

- (6) 報告事項1に、「職種」、「従事人数」、「賃金単価の平均額」、「賃金単価の最低額」を入力してくだ さい。複数の職種がある場合は、報告事項2以降にも順次入力(職種ごとに報告)してください。
 - ※ 職種は、国が定める公共工事設計労務単価 51 職種から選択して記載してください。
 - ※ 職種が11以上にまたがる場合は、2回に分けて送信してください。
 - ※ 一人親方の事業者は、「職種」、「請負金額」、「経費の合計額」、「作業日数」、「報酬単価」を入力してください。



- ⑦ すべての入力が完了したら、画面を一番下にスクロールして「確認へ進む」をクリックしてく ださい。
 - ※ 入力データを一時保存するときは、「申込データの一時保存」をクリックし、入力を再開するときは、「一時保存した申込データの読込み」をクリックしてください。(スマートフォンを利用する場合は、一時保存の機能はありませんので、注意してください。)



⑧ 確認画面が表示されますので、入力内容を確認してください。



⑨ 入力内容が正しいことを確認しましたら、画面を一番下にスクロールして「申込む」をクリックしてください。



⑩ 申込完了画面が表示されます。これで入力完了です。

